

令和3年3月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書  
(関係資料)

令和3年3月19日



令和3年3月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| 委員会提出議案第1号 伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 委員会提出議案第1号関係資料 伊那市議会委員会条例新旧対照表  | 5 |
| 委員会提出議案第2号 伊那市議会会議規則の一部を改正する規則  | 6 |
| 委員会提出議案第2号関係資料 伊那市議会会議規則新旧対照表   | 8 |

伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊那市議会委員会条例（平成 18 年伊那市条例第 227 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（開催の特例）

- 第 15 条の 2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により、委員が、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開催することができる。
- 2 前項の場合において、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条及び第 17 条第 1 項の出席委員とする。
- 4 オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 3 月 19 日提出

伊那市議会 議会運営委員会  
委員長 唐澤 千明

（提案理由）

災害等の発生又は感染症のまん延防止措置の観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合における委員会の開催の特例を定めるため、提案するものであります。

## 委員会提出議案第1号関係資料

### 伊那市議会委員会条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧 | 新  |
|---|--|
|   | <p><u>(開催の特例)</u></p> <p><u>第15条の2 委員長は、災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により、委員が、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開催することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、委員会にオンラインによる出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条及び第17条第1項の出席委員とする。</u></p> <p><u>4 オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> |

伊那市議会会議規則の一部を改正する規則

伊那市議会会議規則（平成18年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第2項中「起立して」を「挙手して」に、「先起立者」を「先順位者」に改める。

第60条第2項中「要旨」の次に「及び質問の方式」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による質問は、一括方式又は一問一答方式によるものとする。

第62条中「第54条」の次に「（第60条第2項の一問一答方式による場合を除く。）」を加える。

第83条を次のように改める。

（委員会の開閉）

第83条 委員会の開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

第103条第2項中「、請願の要旨」を削り、「記載する」を「記載し、請願の写し（個人情報を除く。）を添付する」に改める。

第108条に次の1項を加える。

2 郵送された陳情については、その写しを議員に配布し、審査しないものとする。ただし、内容によっては、議長の判断により議会運営委員会で取扱いを協議させ、審査の対象とすることができる。

第120条の見出し中「配布」の次に「又は掲示」を加え、同条中「配布」の次に「し、又は掲示」を加える。

第129条に次の3項を加える。

5 第1項の規定による協議等の場については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。

- 6 前項の場合において、オンラインによる出席を希望するときは、議長等の許可を得なければならない。
- 7 オンライン会議の開催方法その他必要な事項は、伊那市議会オンライン委員会開催要綱（令和3年伊那市議会告示 号）の規定を準用する。

別表（第129条関係）

「

|                |                             |               |     |
|----------------|-----------------------------|---------------|-----|
| 議会だより<br>編集委員会 | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため | 議会だより編集<br>委員 | 委員長 |
|----------------|-----------------------------|---------------|-----|

」を

「

|                  |                                 |               |     |
|------------------|---------------------------------|---------------|-----|
| 議会だより<br>編集委員会   | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため     | 議会だより編集<br>委員 | 委員長 |
| I C T 推 進<br>委員会 | 議会における I C T の推進に関し、協議又は調整を行うため | I C T 推 進委員   | 委員長 |

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年3月19日提出

伊那市議会 議会運営委員会  
委員長 唐澤 千明

（提案理由）

協議等の場について、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を活用した会議（オンライン会議）を開催することができるなど、所要の改正を行うため、提案するものであります。

## 委員会提出議案第2号関係資料

### 伊那市議会会議規則新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(発言の許可)<br/>第50条 略<br/>2 2人以上<u>起立</u>して発言を求めたときは、議長は、<u>先起立者</u>と認める者から指名する。</p>                                  | <p>(発言の許可)<br/>第50条 略<br/>2 2人以上<u>挙手</u>して発言を求めたときは、議長は、<u>先順位者</u>と認める者から指名する。</p>   |
| <p>(一般質問)<br/>第60条 略<br/>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。</p>  | <p>(一般質問)<br/>第60条 略<br/>2 <u>前項の規定による質問は、一括方式又は一問一答方式によるものとする。</u><br/>3 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨<u>及び質問の方式</u>を文書で通告しなければならない。</p>    |
| <p>(準用規定)<br/>第62条 質問については、第54条及び第58条の規定を準用する。</p>  | <p>(準用規定)<br/>第62条 質問については、第54条<u>(第60条第2項の一問一答方式による場合を除く。)</u>及び第58条の規定を準用する。</p>   |
| <p><u>(委員会の開閉)</u><br/>第83条 <u>委員会の開閉は、委員長が宣告する。</u></p>  | <p><u>(委員会の開閉)</u><br/>第83条 <u>委員会の開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。</u><br/>2 <u>委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。</u></p> |
| <p>(請願文書表の作成及び配布)<br/>第103条 略<br/>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、<u>請願の要旨</u>、紹介議員の氏名並びに受理年月日を<u>記載</u>する。<br/>3 略</p> | <p>(請願文書表の作成及び配布)<br/>第103条 略<br/>2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、<u>紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載し、請願の写し(個人情報を除く。)</u>を添付する。<br/>3 略</p>           |



| 旧  | 新   |           |      |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
|--|---|-----------|------|------|---|--|--|--|------------|-----------------------------|-----------|-----|---|----|----|-----|------|---|--|--|--|------------|-----------------------------|-----------|-----|---------|-------------|---------|-----|
| <p>(陳情書の処理)<br/>第108条 略</p>  | <p>(陳情書の処理)<br/>第108条 略<br/><u>2 郵送された陳情については、その写しを議員に配布し、審査しないものとする。ただし、内容によっては、議長の判断により議会運営委員会で取扱いを協議させ、審査の対象とすることができる。</u></p>   |           |      |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| <p>(資料等印刷物の配布許可)<br/>第120条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>  | <p>(資料等印刷物の配布又は揭示許可)<br/>第120条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布し、<u>又は揭示する</u>ときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。</p>  |           |      |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| <p>(協議又は調整を行うための場)<br/>第129条 略<br/>2～4 略</p>   | <p>(協議又は調整を行うための場)<br/>第129条 略<br/>2～4 略<br/><u>5 第1項の規定による協議等の場については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議（以下「オンライン会議」という。）を開催することができる。</u><br/><u>6 前項の場合において、オンラインによる出席を希望するときは、議長等の許可を得なければならない。</u><br/><u>7 オンライン会議の開催方法その他必要な事項は、伊那市議会オンライン委員会開催要綱（令和3年伊那市議会告示第 号）の規定を準用する。</u></p> |           |      |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| <p>別表（第129条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>議会だより編集委員会</td> <td>議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>議会だより編集委員</td> <td>委員長</td> </tr> </tbody> </table> | 名称  | 目的        | 構成員  | 招集権者 | 略 |  |  |  | 議会だより編集委員会 | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため | 議会だより編集委員 | 委員長 | <p>別表（第129条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>構成員</th> <th>招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>議会だより編集委員会</td> <td>議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため</td> <td>議会だより編集委員</td> <td>委員長</td> </tr> <tr> <td>ICT推進委員</td> <td>議会におけるICTの推</td> <td>ICT推進委員</td> <td>委員長</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 | 略 |  |  |  | 議会だより編集委員会 | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため | 議会だより編集委員 | 委員長 | ICT推進委員 | 議会におけるICTの推 | ICT推進委員 | 委員長 |
| 名称   | 目的  | 構成員       | 招集権者 |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| 略  |   |           |      |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| 議会だより編集委員会   | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため   | 議会だより編集委員 | 委員長  |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| 名称   | 目的  | 構成員       | 招集権者 |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| 略  |   |           |      |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| 議会だより編集委員会   | 議会だよりの編集及び発行に関し、協議又は調整を行うため   | 議会だより編集委員 | 委員長  |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |
| ICT推進委員  | 議会におけるICTの推   | ICT推進委員   | 委員長  |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |   |    |    |     |      |   |  |  |  |            |                             |           |     |         |             |         |     |

| 旧 | 新        |   |  |
|---|----------|---|--|
|   | <u>会</u> | <u>進</u> に関し、 <u>協議又は調整</u><br><u>を行うため</u> |  |
|   |          |   |  |